

令和6年6月27日

令和6年第2回神奈川県議会定例会

# 文化スポーツ観光常任委員会資料

(令和6年6月25日付託分)

文化スポーツ観光局

# 目 次

## 令和6年度6月補正予算

ページ

- 1 令和6年度6月補正予算の内容【文化スポーツ観光局関係】…………… 1
- 2 令和6年度一般会計6月補正予算歳出の事業【文化スポーツ観光局関係】…………… 2
- 3 令和6年度一般会計6月補正予算債務負担行為について【文化スポーツ観光局関係】…………… 3

## 議案（条例その他）

- 4 かながわアートホールの指定管理者の指定の概要…………… 4
- 5 西湘スポーツセンターの指定管理者の指定の概要…………… 5
- 6 スポーツ会館の指定管理者の指定の概要…………… 6

# 1 令和6年度6月補正予算の内容【文化スポーツ観光局関係】

(一般会計)

(単位 千円)

内 訳 科目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳				説 明
				特 定 財 源			一般財源	
				国庫支出金	県 債	そ の 他		
(款) 総務費	10,542,165	28,215	10,570,380	0	0	0	28,215	
(項) 文化スポーツ 観光費	10,542,165	28,215	10,570,380	0	0	0	28,215	県民ホール本館管理運 営費 15,733 県民ホール神奈川芸術 劇場管理運営費 4,291 地球市民かながわブラ ザ管理運営費 3,710
小 計	10,542,165	28,215	10,570,380	0	0	0	28,215	
	-	-	-	-	-	-	-	その他特定収入
一般会計 計	10,542,165	28,215	10,570,380	0	0	0	28,215	

## 2 令和6年度一般会計6月補正予算歳出の事業【文化スポーツ観光局関係】

### 2 款 総務費 9 項 文化スポーツ観光費

- ・ 地球市民かながわプラザ管理運営費 3,710千円  
燃料価格の高騰等の影響に伴う光熱費の上昇分を負担する。
- ・ 県民ホール本館管理運営費 15,733千円  
燃料価格の高騰等の影響に伴う光熱費の上昇分を負担する。
- ・ 県民ホール神奈川芸術劇場管理運営費 4,291千円  
燃料価格の高騰等の影響に伴う光熱費の上昇分を負担する。
- ・ 県立音楽堂管理運営費 2,010千円  
燃料価格の高騰等の影響に伴う光熱費の上昇分を負担する。
- ・ かながわアートホール管理運営費 568千円  
燃料価格の高騰等の影響に伴う光熱費の上昇分を負担する。

- 一部(新)・ スポーツ施設費 1,903千円  
燃料価格の高騰等の影響に伴う光熱費等の上昇分を負担する。

### 3 令和6年度一般会計6月補正予算債務負担行為について【文化スポーツ観光局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
	千円			千円			千円
かながわアートホール指定管理費	630,000	前年度末までの支出(見込)額		—	特定財源	国庫支出金	—
						県 債	—
		当該年度以降の支出予定額	令和6年度～令和11年度	630,000		そ の 他	2,145
						一般財源	627,855
西湘スポーツセンター指定管理費	112,302	前年度末までの支出(見込)額		—	特定財源	国庫支出金	—
						県 債	—
		当該年度以降の支出予定額	令和6年度～令和11年度	112,302		そ の 他	4,030
						一般財源	108,272
スポーツ会館指定管理費	126,884	前年度末までの支出(見込)額		—	特定財源	国庫支出金	—
						県 債	—
		当該年度以降の支出予定額	令和6年度～令和11年度	126,884		そ の 他	4,485
						一般財源	122,399

#### 4 かながわアートホールの指定管理者の指定の概要

##### (1) 指定の趣旨

神奈川県立かながわアートホール条例第5条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

##### (2) 指定の内容

ア 施設の名称	かながわアートホール
イ 指定管理者	
(ア) 名称	神奈川フィルハーモニー管弦楽団グループ
(イ) 主たる事務所の所在地	横浜市中区山下町46番地
ウ 指定期間	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで

## 5 西湘スポーツセンターの指定管理者の指定の概要

### (1) 指定の趣旨

神奈川県立スポーツセンター及び神奈川県立西湘スポーツセンター条例第6条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

### (2) 指定の内容

ア 施設の名称	西湘スポーツセンター
イ 指定管理者	
(ア) 名称	B S C ・ 三洋装備グループ
(イ) 主たる事務所の所在地	横浜市南区宿町2番36号
ウ 指定期間	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで

## 6 スポーツ会館の指定管理者の指定の概要

### (1) 指定の趣旨

神奈川県立スポーツ会館条例第5条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

### (2) 指定の内容

ア 施設の名称	スポーツ会館
イ 指定管理者	
(ア) 名称	公益財団法人神奈川県スポーツ協会
(イ) 主たる事務所の所在地	横浜市神奈川区三ツ沢西町3番1号
ウ 指定期間	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで